



令和4年11月1日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市環境審議会
会長 佐土原 聡



川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の
考え方について（答申）

令和4年5月18日付け4川環脱第116号をもって諮問のありました「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方について」、当審議会では専門的な審議が必要と判断したことから、川崎市環境基本条例施行規則第14条の2第1項に基づき、脱炭素化部会を設置し、同施行規則第14条の3に基づき、同部会に付議し、幅広い見地から審議を行いました。

その結果、次の考え方に基づき川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例を改正し、取組を推進することが妥当であるとの結論を得ましたので、答申いたします。